

○保有個人データの開示等の求めに対する決定等に係る審査基準規程

〔平成20年10月1日〕

〔総務規程第21号〕

（目的）

第1条 この規程は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定により輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等をするために必要とされる基準を定めることを目的とする。

（開示決定の原則）

第2条 開示の求め（法第25条第1項に規定する開示を求められたときをいう。以下同じ。）があったときは、当該開示の求めに係る保有個人データ（法第2条第3項に規定する保有個人データをいう。以下同じ。）について、次条第1項各号及び第4条の決定をする以外の場合は、当該保有個人データの全部を開示する旨の決定（以下「全部開示決定」という。）をするものとする。

（不開示データが記録されている場合の決定）

第3条 開示の求めに係る保有個人データについて、開示することにより法第25条第1項各号のいずれかに該当することとなるデータ（以下「不開示データ」という。）が含まれている場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、当該保有個人情報保有個人データについて当該次の各号の決定をするものとする。

- （1）不開示データに該当する部分を容易に区分して除くことができる場合
法第25条第1項の規定に基づく一部（当該不開示データが含まれている部分を除いた部分をいう。）について開示をしない旨の決定（以下「一部不開示決定」という。）
- （2）前号に掲げる場合以外の場合
法第25条第1項の規定に基づく開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）

2 開示の求めに係る保有個人データに不開示データが含まれているかどうかを判断するにあたっては、別添1「法第25条第1項に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。

(その他の不開示決定)

第4条 次の各号に掲げる場合は、開示の求めに係る保有個人データについて不開示決定をするものとする。ただし、開示の求めから全部開示決定、一部不開示決定又は不開示決定までの間に、開示の求めを行う者に対する補正の求めその他の開示の求めを行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 開示の求めに係る保有個人データをセンターが保有していない場合
- (2) 開示の求めの対象が保有個人データに該当しない場合
- (3) 提出された開示請求書(個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)第7条第1項第2号に基づき、保有個人データの開示等の求めに関する事務処理実施細則(平成20年細則第4号。以下「事務処理実施細則」という。)第6条に規定する開示請求書をいう。)に形式上の不備がある場合
- (4) 開示の求めの対象が他の法令の規定により法の適用を受けないものである場合
- (5) 個人情報保護に関する法律に基づく手数料等を定める規程(平成20年規程第20号)第3条第1項に定める手数料等が支払われていない場合
- (6) 開示の求めが権利の濫用であると認められる場合

(訂正決定等)

第5条 訂正等の求め(法第26条第1項に規定する訂正等を求められたときをいう。以下同じ。)があったときは、次条の決定の場合を除き、当該保有個人データの訂正決定等をするものとする。

(「訂正等をしない旨の決定」に関する「その他の不開示決定」の規定の準用)

第6条 第4条の規定(第5号を除く。)は、訂正等の決定等について準用する。この場合において、同条中「開示」とあるのは「訂正等」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等)

第7条 利用停止等の求め(法第27条第1項又は第2項に規定する利用停止等(第三者への提供の停止を含む。以下同じ。) を求められたときをいう。以下同じ。) があつたときは、次条第1項の決定又は第9条の決定をする場合を除き、当該保有個人データの利用停止決定等をするものとする。

(利用停止の求めが法第27条第1項及び第2項の条件に該当する場合の決定)

第8条 利用停止等の求めについて、法27条第1項又は第2項に規定する当該求めを行うための理由がないと判明した場合又は同条同項(第2項含む。) ただし書き以降に該当する場合は、当該求めに係る保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行わない旨の決定等するものとする。

2 保有個人データの利用停止等の求めについて前項の決定をするかどうかを判断するにあたっては、別添5「法第27条第1項又は第2条に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。

(「利用停止等をしない旨の決定」に関する「その他の不開示決定」の規定の準用)

第9条 第4条の規定(第5号を除く。) は、利用停止等の決定等について準用する。この場合において、同条中「開示」とあるのは「利用停止等」と読み替えるものとする。

(利用目的の通知)

第10条 利用目的の通知(法第24条第2項に規定する利用目的の通知を求められたときをいう。以下同じ。) があつたときは、次条第1項の決定又は第9条の決定をする場合を除き、当該利用目的を通知する旨の決定(以下「利用目的の通知決定」という。) をするものとする。

(利用目的の通知が法24条第2項各号に該当する場合の決定)

第11条 利用目的の通知について、当該求めに係る利用目的の通知が法第24条第2項各号に該当する場合は、当該求めに係る利用目的の通知を行わない旨の決定等するものとする。

2 当該求めに係る利用目的の通知が法第24条第2項各号に含まれているかどうかを判断するにあたっては、別添6「法第24条第2項各号に関する判断基

準」に基づいて判断するものとする。

（「利用目的の通知をしない旨の決定」に関する「その他の不開示決定」の規定の準用）

第12条 第4条の規定は、利用目的の通知の決定等について準用する。この場合において、同条中「開示」とあるのは「利用目的の通知」と読み替えるものとする。

（その他）

第13条 この規程の改廃は、「規程管理規程」（平成20年総務規程第13号）の定める手続きに従い行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

別添 1 法第 25 条に関する判断基準

1 法第 25 条本文に関する判断基準

(開示)

第 25 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 開示又は不開示の基本的考え方

開示制度は、個人が、個人情報取扱事業者が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示データ以外は開示することを原則とする。一方で、本人、第三者及び法人等の権利利益、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する。

二 不開示データの取扱い

ある情報の開示が法第 25 条第 1 項各号に該当する場合があることから、ある保有個人データを開示する場合は、法第 14 条各号のいずれにも該当しないことを確認する。

三 全部又は一部を開示しないことができる

2 法第 25 条第 1 項第 1 号に関する判断基準

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある情報

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある情報

法の開示制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人データを開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり、その場合には不開示とする。

二 開示の求めを行う者以外の個人に関する情報

開示の求めに係る個人情報の中に、本人以外の第三者(個人)の情報が含まれている場合、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報とする。

なお、「個人に関する情報」は、法第 2 条第 1 項に規定する「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

3 法第 25 条第 1 項第 2 号に関する判断基準

(2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

一 「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ」

当該個人情報取扱事業者の業務の本質的な性格、例えば、当該業務の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

各規定の要件に該当するかどうかの判断に当たっては、客観的に判断し、また、業務の根拠となる規定及び趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な実施」と言えるものであるかどうかを判断する。

別添 5 法第 27 条第 1 項に関する判断基準

(利用停止等)

第 27 条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

一 「その求めに理由があることが判明したとき」（第 1 項、第 2 項共通）

「その求めに理由がある」とは、法第 17 条又は第 23 条第 1 項に違反する事実がある場合をいう。その判断は、所掌事務、法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行う。

二 「ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。」

利用停止等の求めに理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより利用停止等に多額の費用を要する場合や、保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合は、利用停止をしない。（第 2 項について判断する場合は、「利

用停止等」を「第三者への提供の停止」と読み替える。)

別添 6 法第 24 条第 2 項各号に関する判断基準

第 24 条 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

一 「前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合」

本条第 2 項は、本条第 1 項第 2 号を補完するものであるから、本条第 1 項第 2 号の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合には、重ねて本条第 2 項の求めを認める必要はない。本条第 1 項第 2 号の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合とは、当該個人情報取扱事業者の保有個人データ全体としての利用目的が単一である場合、利用目的が複数であるが、すべての保有個人データがすべての利用目的で利用されている場合である。

二 「第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合」

取得に際しての利用目的の通知の懈怠は、そのことのみで常に国民の権利利益を直接的に侵害するものではなく、国民の不安感を解消するとともに、権利利益侵害を予防するためのものであるから、通知等を行うことによって損なわれる他の権利利益との比較衡量により、通知等を義務づけることが適当でないと判断される場合には、通知等の義務を免除することに合理性が認められる。

(宇野克也著「個人情報保護法の逐条解説」より)